十二　直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等又は直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等を被支配会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国株式等であつて、その株主総会又はこれに相当するものにおいて決議すべき事項の決定について当該外国株式等を所有するものの同意を要することを内容とするものの取得（直接保有法人等又は直接保有法人等を被支配会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国株式等の取得にあつては、これらの直接保有法人等が、当該取得をするものを前号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該取得に限る。）

十三　共同して直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の行使（当該直接保有法人等が所有し、若しくは保有する株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは保有等議決権に係る非上場会社若しくは上場会社等又は当該出資証券所有法人等が所有する出資証券に係る法人の経営に影響を与えるおそれのある事項がその対象に含まれていない場合におけるものを除く。）をすることにつき、当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの（以下この号において「間接同意取得者」という。）が保有する実質保有等外国議決権の数、当該同意をしたもの（以下この号において「間接同意者」という。）が保有する実質保有等外国議決権の数、当該間接同意取得者を第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数及び当該間接同意者を同項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上となるもの（直接保有法人等の実質保有等外国議決権の行使に係る同意の取得にあつては、当該直接保有法人等が、当該間接同意者及び当該間接同意取得者を第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該同意の取得に限る。）

十四　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国議決権の取得であつて、当該取得の結果、当該法人その他の団体が、当該取得をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等に新たに該当することとなることにより、当該取得をしたもの、当該非居住者等又はこれらのものの役員若しくは使用人その他の従業者が、特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。以下同じ。）である直接保有法人等（当該取得をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなるものに限る。）又は出資証券所有法人等の業務執行組合員の過半数を新たに占めることとなるもの

十五　特定組合類似団体である直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等又は直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任であつて、当該就任をしたもの、当該就任をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等又は当該就任をしたもの若しくは当該非居住者等（法人等に限る。）の役員若しくは使用人その他の従業者が、新たにこれらの特定組合類似団体の業務執行組合員の過半数を占めることとなるもの（特定組合類似団体である直接保有法人等又は直接保有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任にあつては、これらの直接保有法人等が、当該就任をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該就任に限る。）

第二条第十六項を同条第二十五項とし、同条第十五項の次に次の九項を加える。

16　法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき当該取得をしたものが行使することができる議決権として政令で定めるものは、同号に規定する取得をしたものが外国議決権行使等権限（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の株式又はこれに相当するもの（以下「外国株式等」という。）への一任運用に係る契約その他の契約の締結により当該外国株式等に係る株主若しくはこれに相当するものとしての同号に規定する議決権（以下「外国議決権」という。）を行使することができる権限又は当該外国議決権の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下同じ。）を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権とする。

17　法第二十六条第二項第九号に規定する当該取得をしたものと株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二十六条第二項第九号に規定する取得が、当該取得をしたもの（法第二十七条第十三項の規定により特定組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）が外国議決権を取得するとみなされる場合にあつては、当該特定組合等。以下この項において「間接取得者」という。）を被支配会社等とする法人その他の団体の外国議決権の取得である場合　次に掲げる個人又は法人その他の団体（非居住者等に限る。）

イ　間接取得者によりその外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有されている法人

ロ　間接取得者の被支配会社等（イに掲げるものを除く。）

ハ　間接取得者が、法第二十六条第二項第九号イからハまでに掲げる直接保有法人等（同条第五項に規定する直接保有法人等をいう。以下同じ。）の外国議決権を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ　間接取得者が、ハに規定する直接保有法人等の外国株式等に係る外国議決権行使等権限を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからハまでに掲げるものを除く。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる個人又は法人その他の団体（非居住者等に限る。）

イ　間接取得者によりその外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有されている法人

ロ　間接取得者の被支配会社等（イに掲げるものを除く。）

ハ　間接取得者を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

ニ　ハに掲げるものの被支配会社等（イからハまでに掲げるものを除く。）

ホ　間接取得者が、法第二十六条第二項第九号イからハまでに掲げる直接保有法人等の外国議決権を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　間接取得者が、ホに規定する直接保有法人等の外国株式等に係る外国議決権行使等権限を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからホまでに掲げるものを除く。）